

「日本へ一時帰国中の駐在員の所得税」

趙 万利

〈一時帰国中の駐在員の所得税の扱い〉

今年はじめ、中国でのコロナ禍により、多くの外国人駐在員が帰国しました。その後、日本でもコロナ禍が拡大したため、中国政府は3月28日以降、有効なビザや居留許可証を保有する外国人の中国への入国を一時停止しました。現在は、有効な居留許可証を保有している者に対して、ビザの申請受付を再開していますが、中国の各地方政府機関が発行する特別招聘状が必要です。特別招聘状の申請条件が明確ではなく、また手続きが非常に煩雑なため、申請が受理されても、最短で1ヶ月以上の時間が必要です。そのため駐在員が中国に戻るには、まだ一定の期間がかかります。

このような状況下で、日本での滞在期間が長期化し、中国において非居住者に区分されるケースが増えています。以下に説明する「中国個人所得税法」では、一般的な駐在員の所得を例にとります。

〈中国個人所得税法について〉

まず、所得が日本本社の支給する給与と中国法人が支給する給与の2か所あるものとします。

中国の「個人所得税法」では居住者と非居住者を以下のように定義しています。

〈居住者と非居住者の判断〉

- ・居住者
→中国国内で183日以上居住している者
- ・非居住者
→中国国内での居住が183日に満たない者

〈区分に基づく課税関係〉

中国の1納税年度は1月から12月までとなり、上記のように中国での滞在日数が年間183日以上であれば「居住者」、183日未満であれば「非居住者」とし、個人所得税を算出します。

区分	中国給与	日本給与
居住者	課税	課税
非居住者	課税	非課税

(出典：日中租税条約 短期滞在者免税制度)

また、日本人の場合、日中租税条約の短期滞在者免税制度が適用できるので、日本本社で支給された給与には、原則、個人所得税課税が免除されます。

〈非居住者の所得税の算出〉

中国法人が支給した給与については、董事（日本の理事、代表取締役に対応）や、総経理（日本の社長に対応）ではない場合、課税所得額に対し、1納税年度中の中国での居住期間に応じ、以下のとおり所得税の計算式が定められています。

当月の課税所得額 (当月の給与と所得)	=	当月の国内外の給与総額	×	$\frac{\text{当月の給与の帰属する勤務期間における中国国内での勤務日数}}{\text{当月の給与の帰属する勤務時間の日数}}$
------------------------	---	-------------	---	--

(出典：非居住者個人と住所を有さない居住者個人に係る個人所得税政策に関する公告〔財政部、税務総局公告2019年第35号〕)

新型コロナウイルス対策の影響により、中国への入国制限などで帰国できない月は、「中国国内での勤務日数」がゼロになるため、該当月の課税所得額もゼロという計算になります。ただし、董事や総経理を含む上級管理職の場合、中国法人が支給する給与は、課税対象です。(同政策 第二条(3)より)

〈最後に〉

本件については各地の税務局の担当者によって理解が異なるケースもあるようです。また、今回の新型コロナウイルス感染のように、突発的に発生した問題への対応に、両国の制度が追いついていないのも事実です。いずれにしても日本本社の給与を課税所得として申告納税している場合、税額還付が可能か否かについては、管轄税務局に相談・確認する必要があります。